



犬山市

パートナーシップ・

ファミリーシップ宣誓制度



令和6年
4月1日
スタート

目的

犬山市では、市民一人ひとりが互いの個性や多様な価値観を認め合い、安心して生き生きとした生活が送れる社会の実現のため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した性的マイノリティの二人が、パートナーシップにあることを市に宣誓し、市が宣誓したことを証明するものです。

また、お二人に未成年のお子さまがいる場合、併せて家族関係にあることを宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生ずるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

対象

宣誓をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

1. お二人とも成年（満18歳以上）に達していること。
2. お二人ともが犬山市民であること。または、一方が犬山市民で、他方が3か月以内に転入を予定していること。
3. お二人ともに配偶者がいないこと。
（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
4. 宣誓者以外の人とパートナーシップにないこと。

宣誓に必要な書類

1. お二人の住民票の写し、又は住民票記載事項証明書/転入予定の方はその予定が確認できるもの（いずれも3か月以内に発行されたもの）
2. お二人とも婚姻をしていないことが確認できる書類（3か月以内に発行されたもの）
3. ファミリーシップ対象者のお子さまとの関係がわかる書類
4. 本人確認書類

宣誓の流れ

①宣誓日の 予約

宣誓希望日の原則5日前
までに、電話かEメール
で予約

②宣誓書の 提出

予約した日時にお二人
で来庁し、宣誓書を提出

③宣誓証明書等の 交付

約2週間後、「証明書」、
「証明カード」を交付

詳しくはホームページを
ご確認ください。



予約・問い合わせ先

犬山市役所 多様性社会推進課（本庁舎3階）

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地

電話:0568-44-0343 Eメール:010420@city.inuyama.lg.jp